



宮 崎 県 公 報

令和 8 年 10 月 22 日（木曜日） 第 756 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業の廃止（2件）……（障がい福祉課）1
○保安林の指定解除の予定の通知……（自然環境課）1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先

頁

- 人不明について……（自然環境課）1
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意……（水産政策課）2
○漁港施設の使用に当たり知事の許可が必要な施設の指定……（漁業管理課）2

公 告

- 土地改良区の役員の就退任の届出……（団体指導検査課）2

告 示

宮崎県告示第 746号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 8 年 10 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510800057	清水台通所センタ ー	西都市大字清水 7 93番地	社会福祉法人光陽 会	西都市大字清水 7 93番地	令和 8 年 10 月 31 日	就労移行支援

宮崎県告示第 747号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 8 年 10 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510600598	ヘルパーステーシ ョンあやめ	日向市大字財光寺 972番地10	合同会社天照	日向市大字財光寺 972番地10	令和 8 年 11 月 30 日	居宅介護、重度 訪問介護

宮崎県告示第 748号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 8 年 10 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字笹尾 5

- 87-14、587-15、587-16、587-17（以上4筆国有林。）
2 保安林として指定された目的 水源の涵養
3 解除の理由 道路用地とするため

宮崎県告示第 749号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知（令和 8 年宮崎県告示第 647号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林

法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定
施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する高原町役
場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不分明な者の氏名
高原町役場
下村夕子、小倉友芳、大迫重信、中園弁助、八迫宇右ヱ門、有
村ミノ、林甚助
- 2 通知の要旨
- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和8年宮崎県告示第 647号によること。

宮崎県告示第 750号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）
第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

令和8年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和8年9月16日
発起人の住所及び氏名	串間市 河野 裕一郎 串間市 横山 春海
加入区 の 名 称	串間市加入区
区 域	串間市漁業協同組合の地区
区 分	総トン数10トン未満の漁船を使用して 主に機船船びき網漁業以外の漁業を行 うもの及び小型定置漁業

宮崎県告示第 751号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）第10条第1項
第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受け
なければならない施設を次のとおり指定する。

関係図面は省略し、宮崎県農政水産部水産局漁業管理課及び宮崎
県串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

なお、漁港施設の使用に当たり知事の許可が必要な施設の指定（
令和7年宮崎県告示第 352号）は、令和8年10月31日限り廃止する
。

令和8年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施設

漁港名 （所在市町村）	施 設	許可隻数	使用期間
市木漁港 （舩地区） （串間市）	漁港内 指定施設F内 番号1から9で示され た区域 図面に示す	9隻以内	周年

- 2 指定の適用の日
令和8年11月1日

公

告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により
、高千穂土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次
のとおり届出があった。

令和8年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	綾 教 安	西臼杵郡高千穂町大字三田井33番 地7
理 事	福 嶋 信 二	西臼杵郡高千穂町大字三田井5634 番地
理 事	興 梶 明 澄	西臼杵郡高千穂町大字三田井 139 番地2
理 事	興 梶 康 則	西臼杵郡高千穂町大字岩戸2300番 地1
理 事	工 藤 孝 彦	西臼杵郡高千穂町大字岩戸 875番 地
理 事	甲 斐 淳	西臼杵郡高千穂町大字三田井4810 番地2
理 事	藤 本 哲 男	西臼杵郡高千穂町大字三田井6378 番地
監 事	藤 田 利 廣	西臼杵郡高千穂町大字岩戸 600番 地
監 事	佐 藤 慎 二	西臼杵郡高千穂町大字三田井6142 番地16
監 事	田 崎 敬 貴	西臼杵郡高千穂町大字三田井 516 番地4

（任期：令和11年9月20日まで）

- 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	綾 教 安	西臼杵郡高千穂町大字三田井33番地 7
理 事	福 嶋 信 二	西臼杵郡高千穂町大字三田井5634番地
理 事	興 梶 明 澄	西臼杵郡高千穂町大字三田井 139番地 2
理 事	興 梶 康 則	西臼杵郡高千穂町大字岩戸2300番地 1
理 事	工 藤 孝 彦	西臼杵郡高千穂町大字岩戸 875番地
理 事	橋 本 照 夫	西臼杵郡高千穂町大字三田井6327番地口
理 事	甲 斐 淳	西臼杵郡高千穂町大字三田井4810番地 2
監 事	藤 田 利 廣	西臼杵郡高千穂町大字岩戸 600番地
監 事	興 梶 政 治	西臼杵郡高千穂町大字三田井6531番地
監 事	田 崎 敬 貴	西臼杵郡高千穂町大字三田井 516番地 4

--	--